

解決への第一歩 「活用ください」消費生活相談

問 千359-1143 宮本町1-1-2 (旧市庁舎2階) 消費生活センター
 ☎ 2928-11233 ㊟ 2923-18711



消費生活センターでは、契約上のトラブルや悪質商法被害など、消費生活全般に関する相談に対して、専門の相談員が、電話や面接で問題解決に向けて助言や情報提供を行っています。また、相談内容によっては、相談員が事業者との間に入って解決のお手伝いをすることもあります。
 なお、相談は、無料で秘密厳守ですので、お気軽にご利用ください。



は利用団体に用意してください。
 申請希望日の1カ月前までに消費生活センター ☎ 2928-1123 3へ電話

お気軽にお立ち寄りください

消費生活相談

相談日 月～金曜日 (祝休日・年末年始を除く)
 受付時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
 相談専用電話 ☎ 2926-0969



【留意事項】

- ▶ 相談は、原則としてご本人からお願いいたします。
- ▶ 相談受付時に、氏名・住所・電話番号・性別・年齢・職業などの個人属性や一見そのトラブルの解決のためには関係ないことのように思われる事項などを聞く場合があります。
- ▶ 契約関係の書類などをできるだけそろえてからお電話ください。
- ▶ 案件によっては1日でも早い対応が有効な場合もあります。心配なときは、まずはお電話ください。
- ▶ 消費生活相談員は、弁護士のような法的判断や権限はなく、指導や命令的なことはできません。

消費生活講座 (出前講座)

消費者トラブルなどに巻き込まれないために、消費生活センターでは、

よくある相談事例

【事例1】 インターネットでブランドの財布が市価の半額だったのですぐに支払い。しかし、商品が届きません。メールで催促しましたが業者から何の返答もありません。

【アドバイス】 ブランド品の激安サイトを利用したところ「商品が届かない」という相談が数多く寄せられています。次のようなサイトには注意しましょう。

- ▶ 事業者情報の記載がない
- ▶ 市価よりも大幅に安い
- ▶ 事業者名と振込先口座の名義が違う



【事例2】 アパートを退去。敷金の返還を貸主に求めましたが、4年間居住していたのでクロスや張替えや、クリーニング代などで敷金以上になるから足りない分を請求すると言われてしまいました。払わなければならないのでしょうか。

【アドバイス】 敷金は、家賃の滞納や不注意による物件の損傷や破損に対する修復費用の保証金です。借主に滞納や不注意による破損などが無い限り、返還されます。原状回復とは、全て元に戻すという意味ではありません。契約前に原状回復の範囲と内容、特約などをよく確認しましょう。



消費生活相談員による相談事例に基づいた出前講座を実施しています。
 開催時間 午前10時～午後9時の間で1回2時間以内 (祝休日・年末年始を除く)
 対 20人程度の方が参加する団体
 ◎ 営利・宗教・政治活動を目的とする団体は除きます。また、会場など

軽にお立ち寄りください。
 消費生活センターでは、暮らしに役立つ資料を提供するとともに、悪質商法対策の啓発パネルを常時展示しています。お気軽にお立ち寄りください。



被害を防ぐための6カ条

- 1 甘い言葉を信用しない!! 「○○に当選しました」
- 2 不安をおおる言葉にひるまない!! 「お宅の家はこのままだと大変なことになる」など、不安をおおる言葉を使うのは典型的な手口。無視することが一番です。
- 3 はっきり断る!! あいまいな態度、気弱な態度は相手を上げ上らせませす。毅然とした態度で「NO」の意志を言葉にしましょう。
- 4 契約内容は書面で確認!! 業者の説明と契約書が合っていない場合や内容がはっきりと理解できない場合は契約しないようにしましょう。
- 5 個人情報等を漏らさない!! キャッシュカードやクレジットカード情報、氏名や住所・職業などの情報も悪用されます。個人情報を記載するのは、確実に信用できる場合だけにしましょう。
- 6 一人で悩まない、泣き寝入りしない!!



泣き寝入りせず、消費生活センターや警察などに相談しましょう。泣き寝入りは、悪質業者を助長し、新たな被害にもつながります。

市民相談窓口も「活用ください」

市民の皆さんが日常抱える問題や悩み事、金銭の貸借や土地家屋・相続関係などの法律上の問題、いじめや差別などの不当な扱いや人権侵害、行政、税務、住宅増改築、保険・年金などについて無料の市民相談窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。

まずは、一般相談のご利用を

「問題が漠然としている」「内容を整理できない」などの場合は、最初に一般相談で相談することをお勧めします。そこで問題を整理し、状況が明らかになれば、その問題点を専門相談で改めて相談するといった次の行動が取りやすくなります。
 申請 市役所1階市民相談課 ☎ 299 8-9092へ直接・電話



相談名	相談内容	相談日時
一般相談	一般相談員による日常抱える問題や悩み事の相談	毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
法律相談 (予約制)	弁護士による金銭の貸借、相続などの法律に関する相談◎年度内3回まで相談できます。	毎週月・水・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
人権相談	人権擁護委員によるいじめや差別など暮らしの中で起こる問題についての相談	毎週火曜日 午後1時～4時
行政相談	行政相談委員による国・県などの行政に関する要望、苦情などの相談	毎週金曜日 午後1時～4時
税務相談	税理士による相続税、譲渡所得税など税金に関する相談	毎週木曜日 午前10時～正午
行政書士相談	行政書士による官公庁に提出する書類の作成についての相談	毎週第1・3火曜日 午前10時～正午
司法書士法律相談	司法書士による登記、多重債務や成年後見あるいは民事に関する紛争 (簡易裁判所で取り扱う) についての相談	毎週第1・3・5木曜日 午後1時～4時
保険・年金相談	社会保険労務士による年金・労働・雇用などの問題についての相談	毎週第2・4火曜日 午前10時～正午
住宅増改築等相談	建築の専門家による住宅の増改築、改装などの見積もりや工事についての相談	毎週火曜日 午後1時～4時
Advisory service in English	Advisory service in English for foreign residents with problems or questions regarding daily life	2nd・4th Thursday 1:00～4:00PM
中国語生活咨询服务	擅长中国语的专职市民相談員为大家解决各种生活上的询问和烦恼、提供各种咨询	第一、三、五周的星期四 下午1点～4点

◆市民相談一覽 (無料/秘密厳守/相談時間30分/祝休日・年末年始を除く)
 ◎受付終了時間は、各相談終了時間の30分前までです。